

平成26年12月30日

財 務 局
主 税 局

平成27年度与党税制改正大綱に関する知事コメント

本日、「平成27年度与党税制改正大綱」がとりまとめられました。

それに対する東京都知事のコメントを発表しましたのでお知らせします。

(問い合わせ先)

財務局主計部財政課

電話 03-5388-2669

主税局税制部税制課

電話 03-5388-2908

平成 27 年度与党税制改正大綱に関する知事コメント

本日、平成 27 年度与党税制改正大綱がとりまとめられた。

今回の税制改正は、衆議院解散総選挙直後の短期間で行われた異例なものであったとは言え、都が撤廃を求めてきた法人事業税の暫定措置や法人住民税の国税化について、何ら見直しが行われなかった。これらの措置は、受益と負担という税負担の原則に反し、地方分権の流れに逆行するものであり、都としては引き続き、撤廃を強く求めるものである。

さらに、東京への集中を是正するという名目により、東京から地方への企業移転を促進する税制が新たに導入されたことは、日本経済再生に果たす大都市の役割を軽視したものであると言わざるを得ない。

また、今回、法人実効税率の引下げが明記された。この引下げに伴う代替財源については一定程度確保することが示されたが、代替財源は、自治体にとって必要不可欠なものであり、今後とも確実に確保するよう強く求める。

なお、商業地等に係る固定資産税等の軽減措置については、継続されることとなった。これは大都市圏の地価の高さにも配慮されたものであり、評価したい。

地方自治の根幹は、自らの権限と財源により、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を目指していくことであり、そのためには、国から地方へ権限と財源を移譲していくことが必要である。

こうした地方自治の王道を避け、地方財政の財源不足や地方創生の問題を「大都市」対「地方」の対立という図式に歪め、経済成長をリードする大都市の活力を削ぐことは、真の地方創生につながらないばかりか日本経済再生という政府の最重要課題の達成をも危うくするものに他ならない。

今後とも、国と地方のあるべき役割分担と地方税財政制度のあり方について、地方自治の原点に立ち返った議論を国に強く求めるとともに、都市と地方が共に発展する真の地方創生の実現に向け、都議会、都内区市町村と一丸となって取り組んでいく。

平成 26 年 12 月 30 日

東京都知事 舛添 要一